

平成27年度
芦屋市霊園
使用者募集案内

募集墓地：58区画

(面積:1.00 m²~30.00 m² 使用料:750,000円~45,000,000円)

申込受付:平成27年9月11日(金)~平成27年10月10日(土)

公開抽選:平成27年11月12日(木)午後1時30分~

使用許可:平成28年2月1日(月)

申込みから使用許可までの手続きの流れ

募集案内の配布	<u>平成27年9月1日(火)～</u>
申込受付(P3)	<u>平成27年9月11日(金)～10月10日(土)(10月10日当日消印有効)</u> 芦屋市役所市民生活部環境課まで郵送してください。 受付後、申込者宛に受付結果通知書(はがき)をお送りします。(10月23日(金)頃発送)
公開抽選(P4)	<u>平成27年11月12日(木) 午後1時30分～</u> 場所：芦屋市役所 消防庁舎 3階多目的ホール(参加自由)
抽選結果の通知(P5)	<u>平成27年11月20日(金)までに</u> 申込者宛に抽選結果を封書でお知らせします。 また、追加募集の対象者には合わせて空墓地等のご案内をします。
使用許可申請(P5)	<u>平成27年11月26日(木)・27日(金)</u> 場所：芦屋市役所 北館2階 会議室2
使用料・維持費の納付(P5)	<u>納付期限：平成27年12月25日(金)</u> 芦屋市の指定する金融機関で、一括でお支払ください。 使用料は永代、維持費は平成27年度分の月割り相当額
使用許可(P5)	<u>平成28年2月1日(月)</u> 霊園使用許可証を郵送します。
墓石、巻石等建立	<u>建立期限：平成29年1月31日(火)</u> 霊園使用許可証交付後、墓地を使用することができます。 使用許可後1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を建立してください。

追加募集(P6) (予定)	<u>平成28年1月12日(火)～平成28年6月29日(水)</u> 上記募集終了後、空墓地がある場合は追加募集を行います。 ただし、平成28年1月14日(木)までは上記募集の補欠当選者及び落選者のみを対象に受付します。(対象者には、空墓地等のご案内をします。)
------------------	---

募 集 墓 地

▼墓地 58区画

○墓地募集区画数及び使用料

種 別	面 積	区画数	1㎡当たり使用料	使用料(永代)
普通霊園	1㎡～6㎡未満	17	75万円	75万円～ 375万円
	6㎡～12㎡未満	19	112万5千円	675万円～ 1,053万円
	12㎡以上	20	150万円	1,800万円～ 4,500万円
芝生霊園(4.5㎡)		2	112万5千円	506万2,500円

『募集墓地区画一覧表』(7～9ページ)及び『募集墓地区画位置図』(11～12ページ)をご覧ください。

なお、募集墓地については、区画番号、面積を現地に標示しています。現状で貸付けしますので、必ず現地をご確認ください。

申 込 で き る 方

申込みをされる方は、次の(1)～(4)すべての項目に当てはまる必要があります。

- (1) 平成27年9月11日(金)までに1年以上(平成26年9月12日(金)以前から)継続して、芦屋市内に住所(住民登録をしていること。)を有する方。
- (2) 既に、芦屋市霊園の使用許可を受けていないこと。
- (3) 使用許可後1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を設置できる方。
- (4) 使用料を納付書発行後、概ね1か月以内(平成27年12月25日(金)まで)に一括納入できる方。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨をお持ちでない方も申込みできますが、応募者が2名以上の墓地については、芦屋市霊園に埋蔵する遺骨をお持ちの方を優先に抽選をします。詳しくは4ページの「当選者の決定方法(2)」をご覧ください。

申 込 受 付

申込受付期間（郵送に限ります。）

平成27年9月11日（金）～平成27年10月10日（土）

[平成27年10月10日の消印まで有効]



※申込み状況については市ホームページで適宜お知らせしますので、ご覧いただけます。
芦屋市霊園ホームページアドレス <http://www.city.ashiya.lg.jp/kankyou/reien.html>
芦屋市トップページ > 暮らす > 火葬・霊園 > 霊園
『芦屋市霊園』で検索できます。

申 込 方 法

- (1) 案内書についている**芦屋市霊園使用申込書**、**受付結果通知書**に必要事項を記入のうへ**押印**し、**所定の個所に52円切手**を貼ってください。
- (2) 芦屋市内に住所（住民登録をしていること。）を有する住民票の閲覧について（申込書に記載箇所あり。）拒否の場合は、**世帯全員の住民票（続柄と本籍の記載があるもの、外国人住民の方は国籍、続柄及び1年以上住民登録を有する記載があるもの。）**を所定の封筒に入れて郵送してください。**（窓口での申込は受付いたしません。）**
- (3) 『募集墓地区画一覧表』（7～9ページ）及び『募集墓地区画位置図』（11～12ページ）を参照の上、**いずれか希望する一つの区画番号を選んで申込みください。**
- (4) お墓を主としてお祭りする方（墳墓の祭祀を主宰する方）で、配偶者又は血族一親等（実親、実子、養親、養子）の**芦屋市霊園に埋蔵する遺骨があり**、次のア、イのいずれかに当てはまる方は、応募者が2名以上の墓地について、抽選の際には**優先**となりますので、**埋火葬許可証（写し）**、**埋葬・収蔵証明書（写し）**のいずれかを所定の封筒に入れて郵送してください。（分骨による申込みは認められません。）
 - ア 現に遺骨を持っている方（**埋火葬許可証**があること。）
 - イ 他の墓地又は納骨堂に遺骨があつて、その遺骨を改葬する方（**改葬許可証**がとれる方）

※**改葬許可証**とは、既に墓地又は納骨堂にある遺骨全部を他の墓地に移す時に墓地等の管理者の証明を得て、墓地等の所在する市町村長の許可を得た書類のことをいいます。
- (5) **申込者と被埋葬者（遺骨）の氏が異なる場合は**、墳墓の祭祀者であることを証明するために**申込者の戸籍謄本**が必要です。

申込み時の注意事項

- (1) 申込みは、1世帯1墓地(区画)とします。
- (2) 1世帯2通以上の申込み又は同一被埋葬者(遺骨)についての重複申込みはできません。
- (3) 申込まれる墓地の区画、申込者と被埋葬者(遺骨)との続柄(実父、長男等)等の記載漏れ、押印漏れ、切手の貼り忘れ等、不備や誤記のないようご注意ください。
- (4) 墓碑の建立は、原則として1墓地(区画)に1基とし、申込者名で建立(刻印)していただきます。
- (5) 申込み受付後、申込んだ区画の変更はできません。
- (6) 申込者の変更は、申込者の死亡のとき以外は認められません。
- (7) 提出していただいた書類等については、返却いたしません。

当選者の決定

▼ 受付結果の通知

受付結果通知書は、平成27年10月23日(金)頃発送の予定です。「申込」・「遺骨をお持ちの方」及び「遺骨をお持ちでない方」の人数や「抽選番号」等を通知します。通知書が到着しない場合は、芦屋市市民生活部環境課までお問い合わせください。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨をお持ちでない方(P.3 申込方法(4)ではない方)は抽選対象から外れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

▼ 当選者の決定方法

- (1) 応募者が1名の墓地について
その応募者に決定とします。
- (2) 応募者が2名以上の墓地について
抽選します。

ただし、**芦屋市霊園に埋蔵する遺骨をお持ちの方**(P.3 申込方法(4)の方)を優先とし、それでも重複した場合は、その方のみで抽選します。

▼ 公開抽選

申込墓地ごとに抽選し、当選・補欠・落選者を決定します。抽選会への参加は自由です。

(1) 日 時：平成27年11月12日（木）午後1時30分から

(2) 場 所：芦屋市役所 消防庁舎 3階 多目的ホール

▼ 抽選結果の通知

抽選の結果については、平成27年11月20日（金）までに郵送でお知らせします。

▼ 補欠当選者

公開抽選時に申込墓地ごとに、補欠当選者とその順位を決めます。

当選者に辞退があれば繰り上げ当選となりますが、当選者が所定の手続を完了した後には、失効となります。

繰り上げ当選となった時は、別途ご連絡します。

当 選 後 の 手 続

▼ 霊園使用許可申請書類の確認

当選された方の霊園使用許可申請書類の確認を**平成27年11月26日（木）・27日（金）**に行います。

当選された方は、必ず次の書類を持参して、指定の日時（都合の悪いときはあらかじめご連絡ください。）に市役所 北館2階 会議室2までお越しください。

- (1) 霊園使用許可申請書（認印押印）
- (2) 霊園使用に関する誓約書（実印押印）
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 使用者（当選者）の戸籍謄本

▼ 使用料のお支払い

霊園使用許可申請書類の確認が終了した後、納付書をお渡ししますので、**平成27年12月25日（金）**までに芦屋市の指定する金融機関で、一括でお支払いください。

納付されていることを確認後、平成28年2月1日付けで霊園使用許可書を郵送します。

▼ 維持費のお支払い

霊園の維持管理に必要な年間経費として、区画面積1㎡当たり1,200円で算出した額を毎年4月に納付していただきます。

平成27年度分は月割り相当額となり、使用料と一緒にお支払いください。

※区画面積1㎡当たり1,200円は平成27年4月現在の金額です。今後、改正される場合がありますので、ご承知おきください。

☆ 使用許可の取消し ☆

次の項目のいずれかに該当する場合は、芦屋市霊園使用条例第14条により、霊園の使用を**取り消す**場合がありますのでご注意ください。

- (1) 許可を受けた目的以外に霊園を使用したとき。
- (2) 市長の許可なく使用权を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用权を取得したと認めるとき。
- (4) 市長の命じた使用場所の施設の維持管理をなさず、放任のまま5年を経過したとき。
- (5) 許可を受けた後、目的の使用設備をなさず、1年を経過したとき。
- (6) 法令又は条例若しくは条例に基づく規則及び指示に違反したとき。

☆ 使用料の還付 ☆

芦屋市霊園使用条例第10条により既納の使用料は還付しません。ただし、霊園の使用を許可した日から3年以内に使用場所の全部を返還したときは、(使用許可の取消の場合を除く)使用料の7割相当額を還付します。

追 加 募 集

上記募集終了後、**空墓地がある場合**は追加募集を行います。

申 込 資 格：2ページに記載の「申込できる方」と同じです。

ただし、(1)の「平成27年9月11日までに1年以上継続して」を「**申込日を基準日に1年以上継続して**」とします。

申込受付期間：平成28年1月12日（火）～平成28年6月29日（水）

ただし、**平成28年1月14日（木）**までは上記募集の**補欠当選者**及び**落選者のみ**を対象に受付します。**(対象者には、空墓地等のご案内をします。)**

申 込 方 法：芦屋市役所市民生活部環境課にて**先着順**で受け付けます。

※同申込み日に複数の申込者があつた場合は抽選とします。

※抽選日については、後日申込者へ案内します。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨をお持ちの方（P.3申込方法(4)の方）の優先はありません。